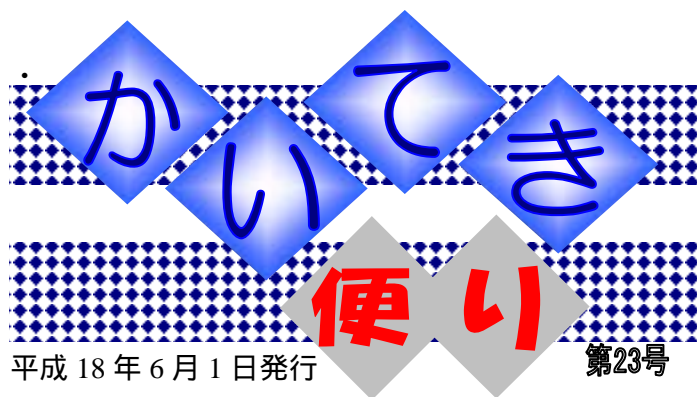


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

「サービス事業者等の指定取消処分について」
報酬算定・運営基準のQ&A
「短期集中リハビリ加算の認定日はいつをいうの？」

お知らせ

「高齢者虐待対応マニュアルを作成しました」
「6月請求から新・ケアマネ番号が審査項目となります」

平成 18 年 6 月 1 日発行

第23号

介護保険サービス事業者等の指定取消処分について 最近の動向

東京都福祉保健局は、5月11日、「芝ケア・マネジメント株式会社」（新宿区所在）が運営する居宅介護支援、訪問介護、通所介護の各指定事業所（3事業所とも足立区所在）の指定取消処分を行いました。

不正請求額は、約1億385万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【介護保険法の指定取消理由】

(1) 居宅介護支援事業所

ア 虚偽の指定申請

常勤で勤務できない介護支援専門員を常勤と偽って指定申請した。

イ 人員基準違反

指定時点から常勤介護支援専門員を配置しないまま運営を継続していた。

ウ 運営基準違反

居宅サービス計画を作成しなかった。

エ 居宅介護支援費の不正請求

居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず、居宅介護支援費を請求・受領した。

(2) 訪問介護事業所

ア 虚偽の指定申請

常勤で勤務できない訪問介護員を常勤と偽って指定申請した。

イ 訪問介護費の不正請求

居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画書に基づかない訪問介護サービスを継続するとともに、キャンセルによりサービスを行わなかったものなどに係る架空請求・受領等を行った。

(3) 通所介護事業所

ア 虚偽の指定申請

常勤で勤務できない生活相談員を常勤と偽って指定申請した。

イ 運営基準違反

指定利用定員を超えた利用者を受け入れた。

ウ 通所介護費の不正請求

居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画書に基づかない通所介護サービスを継続するとともに、入浴加算の架空請求・受領等を行った。

なお、当該事業所は、生活保護法指定取消にも該当しています。

詳細については、東京都福祉保健局ホームページ（報道発表 PRESS 5月12日）に掲載されています。（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>）

【問い合わせ先】 指導監査室指導第一課 TEL 03(5320)4290

Q 短期集中リハビリテーション実施加算の起算日はいつをいうの？

報酬算定・運営基準のQ&A

A: 介護予防訪問リハビリテーション、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションにおける短期集中リハビリテーション実施加算の起算日は、「退院(所)日」または「認定日」です。

「退院(所)日」とは

利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院(所)した病院、診療所、介護保険施設から退院(所)した日をいいます。

「認定日」とは

訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの場合

新規申請により要介護認定を受けた日

要支援者が更新申請により要介護認定を受けた日

介護予防訪問リハビリテーションの場合

新規申請により要支援認定を受けた日

要介護者が更新申請により要支援認定を受けた日

をいいます。

なお、通所リハビリテーションにおいて、起算日から3月を超える期間に行われた短期集中リハビリテーション実施加算を請求する際、起算日となる初回認定日が不明な場合が考えられます。この場合の請求明細書摘要欄の記載については、被保険者証の認定日が2006年1月1日以前の記載となっているなど、初回認定日から明らかに3月を超えているときは、「20060101」と記載することで差し支えありません。



「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を作成しました

お知らせ

平成16年12月の発足以来、1年3ヶ月におよび検討を行ってきました「東京都高齢者虐待を考える会」において、この度、「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために - 東京都高齢者虐待対応防止マニュアル -」を作成、発行しました。本年4月より施行された「高齢者虐待防止・養護者支援法」に関する記述も随所に盛り込んだ冊子となっています。

第1章 高齢者虐待とは

第2章 高齢者虐待対応の仕組みの構築について

第3章 高齢者虐待への対応の基本姿勢と留意事項

第4章 高齢者虐待事例への対応の基本的な流れとポイント 等

高齢者への虐待対応については、区市町村を中心とした介護保険事業者の積極的な協力が不可欠です。本書は都民情報ルーム(都庁第一庁舎3階)において1冊440円で販売されている他、福祉保健局ホームページにおいても掲載されておりますので、ダウンロード等によりご活用下さい。福祉保健局ホームページ (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/>)

【問い合わせ先】 在宅支援課認知症支援係 TEL 03(5320)4276

6月請求から新・ケアマネ番号が審査項目となります

お知らせ

平成18年4月1日より介護支援専門員番号【ケアマネ番号】が変更されました。旧番号は9桁でしたが、新番号は8桁となります。これに伴い、国保連合会への給付管理票や計画費の請求におきましても新しい8桁の介護支援専門員番号の記載が必要となります。

6月分の請求から介護支援専門員番号に記載もれがあったり、旧番号の記載や記載誤り等の不備があると、エラーと審査され、居宅介護支援事業所への計画費の支払いだけでなく、サービス事業所への介護給付費の支払もできなくなります。居宅介護支援事業所におかれましては、新番号が記載されていることを必ず確認の上、請求事務を行いますよう、よろしくお祈りします。

【問い合わせ先】 東京都国保連合会介護事務審査課 TEL 03(6238)0207

なお、東京都で介護支援専門員資格を取得した方には、新しい登録番号をお知らせする通知を東京都介護保険課より送付していますが、まだ届いていない場合は下記までお問い合わせ下さい。また、氏名・住所変更がある場合は、「東京都介護サービス情報」(「書式ライブラリー」「ケアマネの支援」)から変更申請書をダウンロードしてお送り下さい。

「東京都介護サービス情報」 <http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp/kaigo/>

【問い合わせ先】 介護保険課介護保険係 TEL 03(5320)4279